

自己評価報告書

平成23年4月27日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2011

課題番号：20530003

研究課題名(和文)中国における司法改革とその実態にかんする調査研究

研究課題名(英文) Research about judicial reform and the actual situation in China

研究代表者

田中信行(TANAKA NOBUYUKI)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：70217058

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：外国法、中国法、司法改革、

1. 研究計画の概要

2002年の中国共産党第16回大会は、前年末ようやく実現したWTO加盟を受けて、諸外国から要請されていた法治主義の一層の強化を実現するために、その一環として司法改革に取り組む方針を明らかにした。ただし司法改革は、国外から強く要請されていただけでなく、国内にもそれ以上に深刻な必要性が存在していたため、すでに1990年頃から少しずつすすめられていた。

本研究では、中国で現在展開されている司法改革の実態を解明することにより、それが法治主義の強化にとってどのような役割を果たそうとしているのか、言い換えれば、それは諸外国が期待するような方向での改革となっているのか、という点について検討する。

2. 研究の進捗状況

2008年に中国共産党は、司法改革についての新しい方針を打ち出した。また、この方針に従って最高人民法院は、「人民法院第3次改革綱要」を作成し、5年計画の改革に踏み出した。

本研究では、この「綱要」の内容およびその実施状況、問題点などについて、現地調査を含め、資料収集をおこない、基本的な問題点の抽出と、それらについての分析、検討を進めている。

現地調査では、過去3年間にわたり、中国の各地方における裁判所を訪問して、実態把握に努め、改革の現状について調査した。

これと並行して、中国の研究者と交流し、意見交換した。

以上の調査によって多くの示唆を得るとともに、貴重な資料の提供を受けた。

また、国内でも毎年数回の研究会を開催し、資料の検討、意見交換を行った。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

以上の調査、研究によって、当初の計画において目指した研究目的に必要な資料は、ほぼ収集することができた。

現地での実態調査は、可能な範囲でしかすすめられないが、いくつかの貴重な問題点を明らかにすることができ、資料の分析にとって貴重な多くの示唆を得ることができた。

4. 今後の研究の推進方策

今年度は最終年度となるので、新規の調査よりも、調査のまとめに重点を置く。

研究会などを通じて、調査結果の分析をさらに進め、問題点についての検討を深める。

残された問題点や不十分な部分を埋め合わせるための補助的な調査を実施し、最終的な研究成果報告書を取りまとめることにする。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①田中信行「中国から消える農村—集団所有制解体への道のり」社会科学研究第62巻5・6号69-95頁(2011年3月)、査読有

②田中信行「日系企業の紛争事例を検証する」中国研究月報第65巻1号14-23頁(2011年1月)、査読有

③田中信行「急増する中国の労働争議」中国

研究月報第64巻8号10-13頁(2010年8月)、
査読有

④田中信行「中国株の急落と株式会社の改
革」中国研究月報第63巻3号1-16頁(2009
年3月)、査読有

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

①渋谷博史・荒巻健二・田中信行編著『アメ
リカ・モデルとグローバル化 3 外的イン
パクトと内生要因の葛藤』(2010年3月、昭
和堂)(共編著)233頁

②田中信行・渠涛『中国物権法を考える』
(2008年9月、商事法務)364頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ

[http://tanaka-laboratory.law.office
live.com/default.aspx](http://tanaka-laboratory.law.office
live.com/default.aspx)